

令和3年度和歌山県一般会計補正予算

和歌山県

目 次

令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算	-----	1
令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算	-----	9

令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,540,943 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 649,306,040 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 170,100,000	千円 599,843	千円 170,699,843
	1 地方交付税	170,100,000	599,843	170,699,843
7 分担金及び負担金		835,893	19,410	855,303
	2 負担金	812,468	19,410	831,878
8 使用料及び手数料		5,995,470	20,480	6,015,950
	1 使用料	4,468,355	20,480	4,488,835
9 国庫支出金		111,963,652	12,542,910	124,506,562
	1 国庫負担金	35,305,309	704,188	36,009,497
	2 国庫補助金	75,052,869	11,838,722	86,891,591
15 県債		82,261,700	4,358,300	86,620,000
	1 県債	82,261,700	4,358,300	86,620,000
歳入合計		631,765,097	17,540,943	649,306,040

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 78,526,900	千円 4,282,652	千円 82,809,552
	1 社 会 福 祉 費	58,903,738	4,282,652	63,186,390
5 労 働 費		1,389,294	19,875	1,409,169
	1 労 政 費	569,083	19,875	588,958
6 農 林 水 産 業 費		24,061,681	262,820	24,324,501
	3 農 地 費	6,012,629	83,766	6,096,395
	5 水 産 業 費	2,918,041	179,054	3,097,095
7 商 工 費		120,180,271	2,021,470	122,201,741
	1 商 業 費	110,203,949	2,021,470	112,225,419
8 土 木 費		72,072,589	10,954,126	83,026,715
	1 土 木 管 理 費	4,171,076	147,908	4,318,984
	2 道 路 橋 り よ う 費	40,005,098	9,535,686	49,540,784
	3 河 川 海 岸 費	16,175,478	513,518	16,688,996
	4 港 湾 費	5,932,228	705,314	6,637,542
	5 都 市 計 画 費	4,406,499	51,700	4,458,199
歳 出 合 計		631,765,097	17,540,943	649,306,040

第2表 債務負担行為の補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和3年度文化振興事業委託	自 令和3年度 至 令和6年度 (4年)	<div style="text-align: right;">千円</div> 192,000

第3表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害緊急がけ崩れ対策	千円 3,200	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 1,645,100	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 海 岸 事 業	1,205,800	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 災 害 関 連 事 業	3,780,000			
公 共 治 水 事 業	2,549,500			
公 共 水 産 基 盤 事 業	552,300			
公 共 都 市 計 画 事 業	682,600			
公 共 道 路 事 業	16,559,400			
防 災 対 策 事 業	934,700			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,994,500	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,365,200	以下同上	以下同上	以下同上
3,811,700			
2,586,600			
593,900			
693,200			
20,217,100			
1,002,300			

令和 3 年度和歌山県一般会計補正予算

令和 3 年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,216,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 651,522,540 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 124,506,562	千円 2,216,500	千円 126,723,062
	2 国庫補助金	86,891,591	2,216,500	89,108,091
歳入合計		649,306,040	2,216,500	651,522,540

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		千円 122,201,741	千円 2,216,500	千円 124,418,241
	3 観 光 費	4,321,219	2,216,500	6,537,719
歳 出 合 計		649,306,040	2,216,500	651,522,540

和歌山県報

令和三年十月十二日

号外

別冊